

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件(東京地方裁判所 平成30年(ワ)第1880号)

2 当事者

原告 世田谷区民

被告 中野区及び社会福祉法人中野区福祉サービス事業団

3 訴訟の経過

平成30年(2018年)1月23日 東京地方裁判所に訴えの提起

同月30日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、被告中野区から委託を受けて介護保険法に基づく事務を行っていた被告社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の被用者らが、当該事務を実施する中で第三者に対し原告及び原告の父の個人情報等を違法に開示するとともに、事実に基づかない発言をするなどの名誉毀損行為等を行ったことにより原告が精神的苦痛を受けるなどの損害を被ったと主張し、被告らに対し530万7,645円の損害賠償金の支払を求めたものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告中野区は、原告に対し、金530万7,645円及びこれに対する平成27年4月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告社会福祉法人中野区福祉サービス事業団は、原告に対し、金530万7,645円及びこれに対する平成27年4月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びにア及びイにつき仮執行宣言を求めらる。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 原告はAと養子縁組をした長女でAを相続した者であり、被告社会福祉法人中野区福祉サービス事業団は介護保険法に基づき被告中野区から委託を受けて介護認定等の事務を行っていた者である。

イ 被告社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の被用者らは、Aの親戚と名乗る者ら

からAの介護認定に係る相談を受け、その中で、A及び原告の個人情報等を違法に開示するとともに、事実ではない記録及び医学的事実的根拠のない事実と異なる記録を作成し、事実ではない発言及び医学的事実的根拠のない発言等の名誉毀損行為等を行い、これらの行為により原告は直接精神的苦痛を受け、また、Aの姉から提起された養子縁組無効確認訴訟においてこれらの行為を根拠とする誹謗中傷等を受け、多大な精神的苦痛を受けるなどの損害を被った。

ウ 介護保険法上の行為は地方公共団体が行うべき事務であり、当該事務を私人に委託したときでも介護保険法上の事務を適切に行う義務を免れるものではないことから、被告社会福祉法人中野区福祉サービス事業団に当該事務を委託した後も当該事務に係る一連の行為が被告中野区の公権力の行使に該当することは明白である。

エ 以上により、被告中野区は国家賠償法第1条第1項に基づき、被告社会福祉法人中野区福祉サービス事業団は民法第715条の使用人責任に基づき、原告に対し、損害賠償責任を負う。